

【64】

◇ の権力増大

○ 守護の権限の拡大

① 鎌倉時代からの権限である「 」

(・)

これに加え、以下の権限が拡大

② の取り締まり権

(紛争中の田んぼの稲を一方向的に刈り取る実力行使を取り締まる権限)

③ (幕府の裁判の判決を強制執行する権限)

④ (軍費として国内の荘園や公領の年貢の半分を徴収する権限)

← はじめは ・ の3カ国、年限も1年だけ
だったが、後に全国化し、ずっと続くようになる。

⑤ (荘園や公領の領主に年貢の徴収を守護に請け負わせる制度)

※このように を持った は と

言われるようになり、鎌倉時代の守護とは区別される

→

◇ (地方在住の武士)

→ 多くは守護大名の家臣化に抵抗

・ … 守護の支配に抵抗する国人たちの団結

(… ひとつの目的のための一致団結状態)